

第262回鳥取県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 平成27年5月12日（水） 午後2時00分から
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス（2階）
所在地：鳥取県倉吉市大平町319-1
- 3 出席者 委 員：足立委員、小林功委員、小谷委員〔会長〕、川原委員、水谷委員、桐原委員、番原委員
事務局：小畑事務局長、氏次長、蟻坂書記
鳥取県：三木水産振興局長、水産課 渡辺漁業調整担当係長
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 福井室長
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事
 - (1) 天神川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の許可について（諮問事項）
 - (2) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）
 - (3) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
 - (4) あゆ採捕禁止期間等の見直しについて（報告事項）
 - (5) 内水面漁業調整規則の改正（大口堰禁止区域）の進捗状況について（報告事項）
- 6 その他
 - (1) 溪流魚と外来魚との混血について

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶のあと、会長が議事録署名委員として川原委員と水谷委員を指名した後、議事に入った。

議事

- (1) 天神川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の許可（諮問事項）について水産課から資料1に基づき説明が行われた

〔小谷会長〕

はい。天神川漁協からの遊漁料値上げの申請ですが、皆さん、ご意見ありましたら、よろしくお願ひします。

〔番原委員〕

質問していいですか。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔番原委員〕

この4,000円というのは、全国的に見て高いんですか、安いんですか。

〔渡辺係長〕

ちょっと、そこまで調べてないものでして、すみません。申し訳ございません。

〔番原委員〕

いや、なんか結局お客さんが来るか来んかっていうところかっていう、あれなのかなと思って。やっぱり高くて減ってしまうっていうことはないのかなっていう。

〔渡辺係長〕

ただ、昨日、ちょっと現場に行くことが出来まして、月曜日で平日だったんですけども、すごい数の人が釣りをされていて、ちょっとお聞きしたら、今現在3,500円で、クーラーいっぱい釣れている人も多いんです。全然3,500円でも高くないですよという話を、ある方はされていました。皆さん、非常に楽しんでいるような感じでして。

〔川原委員〕

先回の会で、佐藤委員が、私がそういうように言った時に、4,000円は安いということをおっしゃっていたと思うのですが、全国的に見て、ここ、鳥取県はすごく安くなっているというふうにおっしゃっていたので、たぶん、ここが線になるんじゃないかなと思うのですけれども。

〔水谷委員〕

すみません。実は、そこは私、利用している所として、利用というのは、5月3日に天神川漁協の方が主催で、ここでマス釣り大会があるんです。その場合は、大人は2,000円、子どもが1,000円ぐらいで、普通と違って、ちょっと安くて、年1回なので、マス釣り大会で、普通にニジマスを手放してやっているのですけれども、ここは、ゴールデンウィークとか夏休みとかは、駐車場も車が入らないぐらい、すごい人気のある所です。特に県外から帰ってこられるお客さんなんか

は、子ども連れさんで、もう必ずとっていいほど、ここに行くという子がいるぐらいに、すごく利用頻度の高い所です。ただ、以前は、この形態としては、川を一部せき止めて、池のような状態につくって、それは階段状になっているんですよ。そのマスごとに魚を入れて、そこ1マスを自分が借り取るという形で、一応、釣りを始めます。ただ、他のお客さんがいないマスなんかで、見ると魚が残っているので、そこに入って釣ってもいいという形になっています。ただ、その区間が、上の方はまだいいんですけど、一定区間で、その一番下、尻、下尻になるので、そこから、いきなりどんと堰堤で、そこから先には行けません。行けないので、ぐるっと道路を上がって行って、エリアといいますけれども、ルアーとかフライをするフィッシングの大きな池があります。あるんですけど、ここは利用者がほとんどなくて、緑の藻がぐちゃぐちゃ浮いています。魚もいるんですけども、大丈夫かいなあというぐらいすごいです。その向こう側に本川、川が流れているのですが、その川も、ほとんど川を釣る人は、今いません。上の方がやりやすいんですよ。人気が高くて、そっちにみんな集中しちゃうんです。河川としては、そこから、ここに書かれているように、下にダム、堰堤がもう1つあって、大きい堰堤があって、もう1つ堰堤があるんですけど、その堰堤までの間が河川の釣り場という形の管理釣り場にはなっています。ただ、現状、そこに手を入れるだけの、早い話、資金的なことは大変だと思います。やはり、大雨とかで山がずったり、木が倒れていたり、道を整備したりというのは、ちょっと厳しいのは事実です。もう、ほとんど下のほうは荒れ放題に近い状態、私ら出来たはなから見ている人間にしては、何十年か見ている人間にしてみれば、荒れたなあと思うんですけども、その代わり、上のほうは、きっちり整備をされて、そうやって来られるお客さん等に楽しく釣りをしてもらおうように、バーベキューとか出来るような所も設置はしてあります。そういう所なので、なるべくならば、維持をしていきたいというのが多分にあると思うんですけども、ただ、ここに書かれている金額に、私は、頭の中でクエッションマークがついていて、私も現場に行っています。それで見ているんですけども、この魚種別の価格というのは、キロででてますけれども、向こうで表示されている魚種別の価格のキロの価格が、ヤマメとイワナは2,800円ででてたんです。放流されるのに、バケツ持って行ってガシャッと入れるのが。それとこの金額がすごい違うので、これは向こうに書かれてる金額とここに提示されてる金額の違いは何だろうなっていうの、その看板見られてないですよ、昨日行かれて。

〔渡辺係長〕

見てないですね。

〔水谷委員〕

上の、要するに事務所のある所にね、その下に駐車場がいっぱいあって、あそこに1軒なんかありましたよね、建物が。昔、あそこは小さい茶屋とかがあったんですけども、そこに付いてる看板には、魚種別のところにニジマスはちょっとはつきり覚えてないんですけども、ヤマメとイワナはキロ2,800円で表示してあったんです。あれ、ヤマメもイワナも同じ値段かいなって言って。イワナのほうが高いはずだけど同じ値段で表示かと思って。私らも雪が多くて溪流解禁3月

1日に入っても雪が多くて出来ない場合は、そこに行ってしまうので、今までに5～6回、そうやって入ったことがあるんですけども、解禁当初に。ニジマスは釣りたくない、ヤマメ釣りたいからということで、2人だけバケツ1つでええわって言って、そうやって入れてもらって釣った経験があるので、大体の料金的なことはあれなんですけど、果たして私が記憶している今年の3月3日に見たあの看板の表示とこちらとどちらが正しいのか、そこをもう1回確認をしていただきたいなというのが1つ。

〔小畑事務局長〕

水谷委員言われる看板は、どういう看板、何の看板。

〔水谷委員〕

お客さん向けに、駐車場の所に。餌代・竿代は別に書いてあります。はい。竿1本いくらです。餌もいくらです。それは書いてあります。それとは別に下に、これと同じように魚種別価格でニジマス、ヤマメ、イワナと書いて、キロなんぼ、キロなんぼ、キロなんぼって書かれてたんです。

〔小畑事務局長〕

今、こちらのほうに書かさせていただいておりますのは、この値段は、ここがこれを運営するために放流するのに使う経費。

〔水谷委員〕

使う経費ですか。

〔小畑事務局長〕

ええ。要するに、そのお客さんに買ってもらうというお金ではなくて、放流に必要な経費ということですので。

〔水谷委員〕

ということは、4,000円が今回のでは入場料4,000円っていうのは、500円の値上げにはなるんですけど、それプラスのその放流の料金も払ってっていう形になってますので。

〔小畑事務局長〕

結局、そうですね。お客様に知っていただくためにこういった放流経費が掛かっているの、この放流経費が18%ぐらい伸びているので、今の3,500円ではちょっと辛くなったんでというのは、たぶん申請の趣旨だろうと思います。

〔水谷委員〕

ですので、確かにあそこは4,000円でも確かに安いと思います。私が知ってる所、県外ですけれ

ども、やっぱり安いところで5,000円します。

〔小林委員〕

これは養殖原価だわな。

〔小畑事務局長〕

これは養殖原価です。

〔水谷委員〕

原価ですね。

〔小林委員〕

でしょう。それなので、今言われた2,800円と言うのは、人件費も掛かったりはしとる部分の差額の部分が結局全体での儲けになるということですね。

〔水谷委員〕

根拠データのこれは、じゃあ原価ですね、実際には。

〔小林委員〕

だと思いますけどな。

〔水谷委員〕

そう理解して。

〔小谷会長〕

よろしいですか。

〔水谷委員〕

はい。

〔小谷会長〕

はい。その他、いかがでしょうか。番原さん、良かったですか。

〔番原委員〕

すみませんでした。

〔小林委員〕

今、お話あったでしょう。県外を見ると、一般の遊漁者の遊漁料金、年券ですけども、高いところは1万1,000円も2,000円もします。しかし鳥取県の千代川の場合は、8,000円ぐらいで、なんとかそのあたりで一応止めておりますけども、県外に行きますと1万1,000円～1万2,000円というところは、年券ではあります。それから、千代川漁協では、日券は3,500円。3,000円を3,500円にしたんですけども、それから高校生以下は川に親しんでいただいて、組合員になっていただいたりや、そういうことで無料です。中学校、小学校もそういうことでなんとか川に親しんでいただくということで取り組んどるとというのが実態でございます。ええ。妥当だと思いますよ。

〔小谷会長〕

よろしいですか。

〔番原委員〕

しない人間からしてみたら、どういうもんなのかなと思っちゃって、すみません。

〔小林委員〕

そんなもんです。

〔番原委員〕

ありがとうございます。

〔小谷会長〕

では、資料1に示されているとおりの案で諮問するというので、よろしいですか。はい。じゃあ、そういうことでよろしくお願いします。

<天神川水系漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更について適当と答申する旨が決議された>

(2) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示（協議事項）について水産課から資料2に基づき説明が行われた

〔小谷会長〕

はい。ありがとうございます。資料も付けてございますが、ご意見等はございますか。じゃあ、資料2のとおり指示するというので、よろしいですか。

〔小林委員〕

はい。

〔蟻坂書記〕

ありがとうございます。

〔小谷会長〕

じゃあ、そういうことでよろしくをお願いします。

（３）千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示（協議事項）について水産課から資料３に基づき説明が行われた

〔小谷会長〕

はい。では、このことについて、継続指示という形なんですね。

〔小林委員〕

ええ。これは今、県の方が働いていただいております、水産庁とのあれが出れば、今後ここに書かなくても禁止令になるわけですから、それで、昨年もこの案が出まして、その間はやむを得んだろうということで意見も出たのを私はお聞きしておりますので、そのあたりを検討していただいて、結論を出していただけたらと、このように思っております。

〔小谷会長〕

いかがでしょうか。これ、堰の改善というようなことは話が進んでいるんですかね。

〔小畑事務局長〕

今、大口堰の改修のことは進んでおりまして、予定でいけば今年の秋ぐらいにかかって、来年の出水期っていうか、あるいはそれを過ぎ、3月の頭ぐらい前には、堰を直してしまいたいと、今計画を持っています。農林担当の方がやっておりますが、その時にあわせて、今ここの堰に魚道はあるんですが、あんまり機能してないものですから、魚道も新しく造るような形を考えております。また、そこについては小林組合長とかにも、どこに付けて歩いてますよということはお伺いしながら、させていただこうと思っております。

〔小谷会長〕

それは、喜ばしい。

〔小林委員〕

ありがとうございます。

〔小谷会長〕

はい。その他、この件についてはいかがですか。よろしいですか。また、引き続いて今後も委員会で協議しながらっていう部分があるようです。また、よろしくをお願いします。はい。

(4) あゆ採捕禁止期間等の見直し（報告事項）について資料4に基づいて水産課から報告された

〔小谷会長〕

はい。ちょっと、おおっと思いましたけども、目標的にはどれぐらい先に規則改正にもっていきたいなと思ってますか。

〔小畑事務局長〕

正直、ちょっと規則改正っていうことになると、ちょっとよく分かりません。といいますのが、今説明しましたように、まず、これを科学的に、こういった調査データっていうのを説明しなきゃいけませんし、問題はその産卵場を、じゃあどこを設定するかということになると、これはちょっと我々データで出したんでしたっけ。その辺のことを各河川の漁協さんなりにお伺いしながら、そこをまずしっかり決めないといけませんので、ちょっと規則改正は今かかったとしても、とても1年、2年で規則改正は正直難しいんじゃないかなと思ってます。ただ、それよりも前に、皆さんなりに、さっき言ったパブリックコメントとか、こちらの委員会の方で合意が得られるようであれば、例えばですけど、委員会指示というような形で何年かはやりながら、それぞれ私的に規則に盛り込んでいくっていうようなことは考えられるかと思っています。

〔小谷会長〕

分かりました。何か。はい、どうぞ。

〔小林委員〕

今、県の方から説明されたとおり、若干ずらされても私は異論はないと思うんですが、それで千代川漁協におきましては、大体産卵場は9月26日から11月15日までは禁漁期間にしていますわなあ。それから、10月いっぱい11月1日より再解禁だということですけども、千代川漁協は増殖と再遡上ということを考えて、もう11月1日以降も再解禁をやめますと。昨年からずっともう、それ以降も一切再解禁はやめて、それで今年度ちょっと見ておると、今年はまだ遡上はあんまり見えんですな。本当に困ったことで、異常気象か何か分かりませんが、普通でしたら3月の下旬頃にはもう上がってくるんですけど、姿が見えないのです。これから上がってくればありがたいなと思っております。ほんに困ったものです。昨年からも再解禁もせずにおります。そういえば1ついいのは、県の栽培漁業センターとか協議会とか知りませんが、そこで千代川の親アユを採捕して、それをふ化させて、それで、今かなり大きなものに、1匹から大体なんぼ、2万ぐらい卵がありますのでね、それが出て今19尾から採ったの20何万尾おるじゃないかなと思う。そのものを千代川に一応戻して、これからの再遡上が図れたりや、増殖計画に取り組んでいこうということでは、取り組んでおるといのが実態でございますけども。ですから、10日ほどずらされるということについては、問題はないじゃないかなというように思っておりますし、今、産卵場が、千代川の場合は円通寺橋、それから三洋製紙ですか、あそこの上のどこま

で因幡大橋を前後して、あそこが産卵場造成を3カ所やっとなるんです。それで、そこで見ますと、非常に立ちも結構ね、多いようでございますし、その翌年、ふ化したものが再遡上しないというふうに言っておったと。大きな課題が残っておるんですけど、これをなんとか期待したいなというところでございますけれど、そういうことで、若干ずらされることについては、私は異論はないんじゃないかなと、うちの感としましてはね。

〔小谷会長〕

漁協さんの意向としては、今お話がありましたように、指示をはじめに出すということで、1つの方策があるということでしたけれども、今の現状の中で漁協さんの意向としてはどうなんですか。先ほど日野川さんの方が、落ちアユ漁をされている方がというようお話がありましたけれども。

〔小畑事務局長〕

一応、3漁協さん、ご説明にもお伺いさせていただいて、日野川さん、まだそういった懸念は持っておられるんですけども、概ね賛成はしていただいていると思っております。ですから、今後は、もう1回その辺のデータとかもお示ししながら、もう1回お話しさせていただく。やっぱりさっき言ったようにアユですので、やっぱり一番釣り人というか、一般の関心が高いところですから、パブリックコメントとかそういったこともやらなきゃいけないかなと、思われます。そこでやって、それで一応大方の県民の方の賛同が得られるようであれば、もう1回委員会なりにお諮りしながらやっていきたいなと考えております。

〔桐原委員〕

質問よろしいですか。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔桐原委員〕

2点お尋ねしたいと思います。アユの降下時期が以前と比べて変化しているというお話が先ほども説明ありましたが、考えられる理由としては、例えば夏の川の温度が下がりにくくなって卵を産むための誘発する水温までに至るのに時間がかかっているというふうなことが見受けられるというふうに捉えてもよろしいでしょうか。今いろんな生き物が初認日だとか出現時期、かなりこの20年、ずっとこの現象は見られていまして、今、手元にある資料で平成8年が一番古いということで、今から19年前、約20年前の資料として確認しますけども、有名どころですと打吹公園のコハクチョウもこの20年で初飛来日が2週間ぐらい前倒しで来ているというふうな現象もありますので、そういったような平均気温の変化が、こういうアユの産卵の時期の変化にリンクして表れているのかなというふうに捉えているんですけども、そういうふうなデータとかも

しありましたらば、理由というか、お話を何か聞かせていただけたらありがたいです。2点目が、この現象が全国的に確認されているものなのかとうようなところもあわせて教えていただければありがたいです。以上です。

〔小谷会長〕

はい、お願いします。

〔福井室長〕

栽漁センターです。まず、降下時期、夏の高水温の問題に影響しているかという点でございますけど、ある意味、降下が夏の高水温というよりかは降下する水温ですから、ある程度まで水温が下がったら降下するというのと、あと日長の関係があるんですけど、その2面だと思います。今全国的に温暖化傾向ということで、それで秋の水温が下がる時期がここで主な原因で降下が遅れてるのではないかというふうに考えています。夏の高水温は土地によってかなり影響は違うんですが、高くなったからそれが原因で降下が早くなるということは、違うのではないかというふうに考えています。あと全国の傾向があるかどうかですが、細かく見ると河川によって若干違うんですけど、全国的な傾向としてはやはり降下時期が遅れているというような、そういう傾向があるということは、これはきちっとまとめられた資料があります。

〔桐原委員〕

ありがとうございました。

〔小谷会長〕

はい、よろしいですか。

〔桐原委員〕

はい、いいです。

〔小谷会長〕

その他、よろしいですか。この事項についても引き続き、今後いろいろ協議しながらということになると思います。

〔小畑事務局長〕

また折を見て委員会のほうにご報告なり協議させていただきますので。

〔小谷会長〕

はい、よろしくお願いします。

(5) 内水面漁業調整規則の改正（大口堰禁止区域）の進捗状況（報告事項）について水産課から報告された

〔渡辺係長〕

資料の方は付けておりませんが、先ほどちょっとご説明させてもらったとおり、水産庁の方がこの間、来られまして、現場等を見ていただきました。今の状況はちょっと資料の体裁が悪いというか、きれいな流れになってないということで、それを至急直してくださいと、それでもって受付けますということをおっしゃっておりますので、ちょっと手続きを大至急して、いち早く受付けしてもらいたいと思っております。受付けした後は、また、資料の検証とか修正という段階になりまして、水産庁と鳥取県の方で、いろいろ資料のやり取り、これを何回もしないといけないと思っておりますけども、そういったことをして、事前協議という段階になります。そういうことで、こちらにつきましても、結構1年、1年ちょっとかかる可能性があるのかなあというように考えておられて、なるべく早く進めていきたいというふうに考えておられますけども、なるべくスピーディーに、スピーディーさを持って事務手続きやってまいりたいと思っております。

〔小畑事務局長〕

委員会指示を仮に出すにしても、来年が最後になるということで進めたいと思っておりますので。

〔小谷会長〕

よろしいですか。はい。

その他

(1) 溪流魚と外来魚との混血について別紙資料に基づき栽培漁業センターから説明

〔小谷会長〕

それでは、その他に移りたいと思っております。1つ、溪流魚と外来魚との混血についてということで出ております。よろしくお願ひします。

〔福井室長〕

はい。前回の委員会で宿題のありました件について報告させていただきます。まず、鳥取県内での溪流魚と外来魚の混血魚の状況です。これが、センターで把握している情報ということで、ちょっと紹介させていただきます。ですので、あまり県市からは混血魚については確認が取れてないんですけど、千代川水系の北股川、三滝ダム下流（智頭町芦津溪谷）なんですけども、ちょっと見にくいんですけど、下のほうに地図をあげておまして、岡山県境に近い所ですね、の所で、2010年6月に釣り人から報告があったものです。イワナとブラウントラウトの混血で、こういう縞模様の魚が報告されております。この付近、右側の麓に三滝ダムと書いておられますが、このダムから上流で溪流の調査をしております。ここで、ブラウントラウトが、ちょっと緑色で塗りつぶしておりますけど、かなりの尾数で確認されておまして、イワナとかもございましたが、混血が起こってもおかしくないような、そういう状況であるということでございます。次に、ヤマメとニジマスとの混血ということで、前回の委員会でも番原委員さんのほうから紹介がありました、ニジ

マスとヤマメの混血です。これが送っていただいた写真が右側のものです。ちょっとこれセンターの職員の見立てでは、これはニジマスじゃないかということで、ちょっと詳しく、ヒゲの数とかですね、そういうのをする必要はあるんですけども、この見た模様で判断した限りでは、ニジマスじゃないかということです。ヤマメとニジマスの混血につきましては、ちょっと条件が2つありまして、2つとも1年を超えて、ヤマメとニジマスの混血が生き残ることはほとんどないということです。こういう条件からも、多分これはニジマスじゃないかというふうに判断しているところでございます。以上です。

〔小谷会長〕

感想等ございましたら。ありませんか。

〔福井室長〕

すみません。番原さんがブラウンの駆除は今年されるということで聞いておりますので。

〔小林委員〕

それについては、漁協と智頭町とが事業取組をやろうと、高額ではないんですけども、若干の予算を双方が出し合って、それで大体8月～9月頃、この時期になろうと思えますけれども、そのとこで一応、外来魚の撲滅を図っていこうということで、今年、町も予算を組んでくれた、初めてでございますけれども、これを継続しながら本来の姿に戻していきたいなど、こういうことで取り組んでいこうと思っております。それで、不思議なことに、先生の方がよくご存じですけども、一番奥に行くとイワナがそのまま生息しております。それから今度は、ダムからちょっとの間に、混血魚がおって、それからダムから下に今度はヤマメとの混血魚がおりますし。ええ。だけえ、この見るとね、マムシじゃないけど、この鱗というか柄を見ると、あんまり食べやすい面じゃないですよ、はっきり言って。

〔水谷委員〕

確かにすごいです。

〔小林委員〕

だけど、食べたらみたら美味しいです。

〔水谷委員〕

確かにそうです。

〔小谷会長〕

こんなん揚がってきたら、ちょっとギョツとするでしょうね。

〔小林委員〕

ギョッとします、ええ。

〔水谷委員〕

確かに、県外ですけれども、県外のエリアの分で、これの体長は50センチぐらいの分が、すごい引きするらしいんですよ。その引きを楽しみたくって、わざわざこれを作って、このタイプともう1つはロックトラウトといって、イワナとニジマスを掛け合わせたもの。これも体長は50センチぐらいまで成長します。すごくグーッと深く潜り込むタイプで引きがいいらしいです。そういうエリアフィッシングは特にスポーツフィッシングになるので、県外ではわざわざそれを掛け合わせて作って、大きく成長させて、池の中でもう何十匹とうようよ泳がせているという状態が実際にありますので、ここでは早い話、大体ヤマメとアマゴという掛け合わせの感じで書かれていますけど、横同士も当然ありますので、イワナと実際にこれブラウンでいっていますね。で、小鹿溪であがっているのがどうも形的にイワナが入ってます。だいたい出てますので、よくサバ、サバいわれるのは、どうも元々ニジマスがあそこに入っていましたから、それと掛け合わさったのか、逆にヤマメとイワナが掛け合わさったのか、そこはちょっとクエッションマークですけども、ここまでは黄色が入ってませんが、逆に青っぽい同じようにこうゆうサバの模様みたいになったのが、ちょっとこうゴマサバではなくてマサバのような、こういう波状の紋です。まんまこの色を青くしたような感じのものが出てるそうです。私もだいたい昔ですけども人が釣ったやつの写真を見せてもらったんですが、「これ海の魚」って思わず聞きましたからね。「サバだ、サバだ」と当然地元の方は言われます。本当にそういうのは出てます、実際に。これ何十年も前から出てましたので。そう、見た感じ気持ち悪くって、「なんで川だのに海の魚がおるだいや」って言われて、すぐ返されたそうです、写真だけ撮って。

〔小林委員〕

あれはどこですか。知事が認可したブラウントラウトも河川において、それを料理に使うだっというのが新聞だかに載ってございましたけども、あれはどこの県だったかいな。

〔番原委員〕

長野じゃなかった。

〔小林委員〕

長野、そうそう長野。

〔番原委員〕

それは先週言われたのは覚えてます。

〔小林委員〕

長野でそのブラウントラウトを結局、河川で県知事の認可を受けて指定魚種になっているということも聞いたことがあります。

〔番原委員〕

あとあと考えたら大変なことになりますよ。

〔水谷委員〕

大変なことになりますよ。

〔番原委員〕

今の外来植物なんか生物のことにも関係してる。あとあと大変なことになりますよね。ちょっとね、慎重になったほうがいいと思います。

〔水谷委員〕

確かに気色悪い。

〔桐原委員〕

去年のですね、私、番組見てないんですけども、ジャニーズのTOKIOが出ている番組で、どこのフィールドかもちょっと地名をちょっと情報が拾えてないんですけども、彼らが溪流魚を調査したら交雑種がいっぱい出てきたというふうな番組を「見たよ」っていう人が私にフェイスブックとメールでいっぱい連絡くださってから、なんか「そっちのほうはどうなっている」っていうふうなやり取りがあったんですけども、そうやって民放さんで絶対演出は入ってるかもしれないけれども、そういうふうに取り上げられるぐらいに、今、全国的にも、その外来魚の交雑問題というのは結構、深刻化しているんじゃないかというふうなことで、取組も十分してもらえたらと思います。また、番組の情報が分かりましたら。

〔小谷会長〕

はい、ありがとうございます。

〔水谷委員〕

それと、ちょっと、すみません。これは今、この千代川さんの漁協さんのほうのあれなんですけども、実は、天神川漁協でも、ちょっと理解に苦しむ状態が起きていまして、漁協というか、私、実際に釣りをしている側なんですけど、先日、息子が中流域で、ニジマスの40センチ近くを釣りあげました。実際にいるはずないです、西倉吉ですから。中流域の方ですけど。

〔福井室長〕

天神川水系のニジマスの天然再生産がございます。

〔水谷委員〕

天然。

〔福井室長〕

はい。ニジマス自身が子どもを産んで、再生産しております。

〔水谷委員〕

それはあるんですけども、上流部でつかみ取りとかいろいろなのがあって、要するに過去に入れられているのがあって、世代、世代で出てくるのは分かるのですが、中流部でも確認され、下流部でも確認されてきてるんですよ。

〔福井室長〕

あれ下りますので。

〔水谷委員〕

下りますよね。あれ、そのまま放っておいていいですか。

〔福井室長〕

中流下流の分は、ほんと、夏は、梅雨は戻りますので。

〔小林委員〕

あると思います、それは。

〔福井室長〕

夏になったら多分、上流行くか死んでしまうかのどちらかになると思いますから。

〔水谷委員〕

どっちかだと思います。そのまま何年も生きるということはありませんか。

〔福井室長〕

中流域ではそう何代もいかないと思います。天神川は、夏 30℃近く上がりますので。

〔水谷委員〕

それじゃあ、ちょっと、私、理解に苦しんでいるんですけど、それいるのが、18センチ台、20センチ台、30センチ台、40センチ台、50センチぐらいになるやつっているんですよ。

〔福井室長〕

そうですか。

〔水谷委員〕

そこまでの大きさバラバラでいるということは、年越していませんかって感じがあるんです。

〔福井室長〕

中流域で。

〔水谷委員〕

ええ、中流域で。で、それがまた、実はアユが溜まる場所にいるんです。アユ、数年前にも、去年も実際にあった話なのですが、ドブ、毛バリで、ドブ釣りといって、アユをかけて、引き寄せているところで、がぶっとマスです。これ、何マスか、ちょっと、分かりません。でも、6月とか7月で、下流部、小田橋よりちょっと上ぐらいですけども、そういったところで、まさかサツキマスやサクラマスがそんなところに、うようよ溜まっているとも思えないのですが、場合としては、どっちにしても、ニジマスも何か多少見られているので。

〔福井室長〕

友釣りをやっていた今津堰堤で、サクラマスが掛かったという情報があります。

〔水谷委員〕

ということは、下流部でもサクラマスやサツキマスが残っている可能性もあると。でも、実質。

〔福井室長〕

あとは湧水ですね。湧き出た所をもしかしたら残っている可能性があるかもしれないですね。

〔水谷委員〕

でも、ニジマスは釣り上げちゃってもいいですよ。実は、天神川漁協、ニジマスの期間というのが、上流部の分には書いてあるので、一応、確か10月いっぱいには釣れたと思うのですが。

〔福井室長〕

9月いっぱいですね。

〔水谷委員〕

9月いっぱい。9月いっぱい、遊漁規則では釣れたと思うんです。その間は、掛かったら釣っちゃってもいいですね。

〔福井室長〕

漁業権魚種で、一応、許可証を。

〔水谷委員〕

いやいやいや、持っていますから、溪流ですけれども、中流部でも溪流魚ではいけないですよ。

〔三木局長〕

溪流という範囲はないので。

〔水谷委員〕

ないですよ。溪流魚のタイプであれば、別に釣ってもかまいませんよね。要するにルアーとかフライとかで。

〔三木局長〕

種類に対しての、溪流ですからね。

〔水谷委員〕

ですよ。ですから、別に、息子が、だから5月なら、釣ってもいいのは分かるけど、これ、9月にも釣ってもいいんだろうか、アユのシーズンでも釣ってもいいんだろうかと聞いてきたので。

〔小畑事務局長〕

9月いっぱい、その季節でも。

〔水谷委員〕

9月いっぱい大丈夫じゃない、ニジマスならって言って。あとサツキマスとかもまだ大丈夫だして言って。サクラマスはもう5月いっぱい天神川の場合は駄目なんですけれども、ちょっとそういった感じで、アユがどうも食い荒らされているようで。天神川がアユおらんのはどうかなと思いつつながら。

〔福井室長〕

すみません。初情報で、ごめんなさい。ありがとうございます。

〔小谷会長〕

その他、いかがでしょうか。

〔2〕鹿野町河内川保護協会について

〔水谷委員〕

すみません、あと、ちょっと。

〔小谷会長〕

はい。

〔水谷委員〕

また、続けて言いますけれども、今日、ちょっと、私、来てから小林委員さんと、それから局長さん、事務局長さんに見ていただいたのですが、ちょっと会長さんが遅かった、来られるのがあれだったので、お話し出来なかったんですけども、実は、3月1日、溪流解禁になって、うちの息子がすごい溪流魚にはまっていますので、いろんな河川の情報をいろいろホームページとかを探して見ていたら、鳥取県の鳥取市のホームページの中の鹿野河内の保護協会というホームページがあったそうなんです。これで調べてみたならば、漁協のない一般の河川です。そこで地域の方、有志が集まって、そういう保護協会というのを立ち上げられて、独自にいろんなルールを作って、川の魚を守ろうと。自分たちでどうも稚魚放流とか成魚放流、買ってされているようです。それは分かるんですが、それらのことがあって、ここには書いてないんですけども、ここで一応書いてあります。正会員さんは1万円、協賛会員は任意の金額ということで、会員制で金額を払って、そういう活動をしていくというところだそうです。ここに書かれているのが、保護区域の設定とか、あとは県の規則では15センチ以下は返すというふうになっているんですけども、この河川の場合は20センチ以下は返す。20センチ以上でなければ持って帰ってはいけません。ただし、それを釣るのに餌釣りをしてはいけません。餌釣りをする場合は、ずっと下のほうでやってください。ほとんど溪流魚がいないぐらいの下のほうでやってくださいというような感じの、いろんな規則、ルールを作られて出されているのですが、これ、内水面のことに関してなんですけれども、一切、聞いたら県のほうに言っていないということなんです。ここも当然来ていません。他の倉吉のほうの釣具屋さんにも聞いたんですけど、ここを通過して県から出た条例は、全て県内の釣具屋さんにも全て通しますということなので、要するに、簡単に言うと無許可でこういうことが、この3月1日から行われているということです。これって大問題じゃないのかなと思って、こんな小さな資料ですけども、これ、実際に鳥取の釣具屋さんです。かめやさんにありました。こういうのが置いてあるということを知ったので、息子に聞いたので、かめやさんに行った時に見つけて、持って帰ってきたんですけども、こういったことというのは実際にはどういうふうにするべきなのか、県の方々のあれをちょっと聞いてみたいというのがひとつ。

〔小畑事務局長〕

よろしいですか。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔小畑事務局長〕

当然、その漁業権の設定していない河川ということであれば、基本的には自由にどなたでもやれるわけで、そこを地域の団体なりが、独自で決めたルールを一般の方に求めるということは、たぶん漁業法で出来ないと思ってます、それは当然。ですから、やるのであれば、こういった情報を我々にいただいて、この委員会なりでそういった指示を出すのか、なかなか調整規則の設置を外すまでもないような気がしますので、いくつかこの委員会で指示を出すとか、そういったことをやらなければ、本来的に第三者をこれによってこの規則で縛るということは出来ないと思っております。ですから、それは今、水谷委員のほうから情報をいただきましたので、我々も実態を調べた上で、適切にそこは指導していきたいと思っております。また、そのことはご報告させていただきます。

〔三木局長〕

困るのはあれですよ。

〔桐原委員〕

リーフレットのデザインって村上康成さんのイラストですか、そのお魚のデザイン。

〔水谷委員〕

これが実を言いますとね、例えばNPOの団体さんでも、事務所とか事務局というのは、住所を書きますよね。無いんですよ、住所とか。どなたが代表者であるかというのを書いてないんですよ。例えば、こういった絵も、誰がじゃあそういうのを書いてあれされたのかとか、提供がどうであるかっていうのも、一切ここには書いてありません。ただ、かろうじてなのが、フェイスブックとかホームページに関することは、ここに載っていますので、実際にどういったものなのかというのは、ここを見れば、もうちょっと詳しく書いてあるかもしれませんが、誰が書いた絵なのかということも、全く分からないんですよ。

〔桐原委員〕

たぶん、世界的に有名な村上康成さんの絵。

〔水谷委員〕

この絵は見たことあるなという、私も記憶があるので。

〔桐原委員〕

酷似しているので、クレジット無しで使っていたら、それこそまずい。

〔水谷委員〕

それ著作権の問題です。

〔小畑事務局長〕

別の問題ですね。

〔水谷委員〕

別の問題ですけど、大問題です。

〔小林委員〕

それは別の問題だ。

〔桐原委員〕

すみません、お話ししかけて割り込みまして。

〔水谷委員〕

この写真等も一体どこでどういうところでされているのかとあっていうのも、何ひとつ提供とか協賛とかいったものも何も分かりませんので、頭の上にハテナだらけで、いきなりこれを目の前に見せつけられたような状態なんで、私も。

〔三木局長〕

一般的に考えると、自分たちの川は一生懸命保護してやっていこうっていう趣旨はいいんですけど、それをその例えば地域外の方とか、河内川、鹿野町以外の方がこちら遊びに来たのに何だ、こんなんで言われた、不当なことを言われたっていうことになると、そこがちょっと問題かかっていう。やっておられる方の活動の趣旨は理解いたしますけど、それは自分たちの中のルールであって、それが全県民にというか全国民に通用するかっていうと、なかなかそういう面でちょっと困った問題が例えば起きかねない。

〔水谷委員〕

確か、ここには記載されていないんですが、息子が言うには、そのホームページのほうには、ここに書かれているルールを破った場合には、罰金なのか罰則なのか分からないですけども、それ相応の何か対処の仕方があるようなニュアンスで書かれていたんですね。何か拘束力は何ひとつ無いんですが。

〔小林委員〕

いやいや。だから、今言いなるような裏付けの活字が残っておるわけですから、行政としてどういうふうに対応していただくかということについては、帰られたらまた検討していただいて、本来ならばこういう規制を加えるのならば、その鳥取には鳥取市の市長の行政長が、この委員会に一応出されて、それで指示をするとか、そのエリアをですな。そういう形でないと私は駄目だ

と思うんですが。見れば、これ残っておるのは1万円と協賛金の振込口座だけを載せて、山陰合銀の。これを見ると。

〔三木局長〕

会員相互の間でルール決めてまた破ったら罰金だっていうのは別に構わないんですけどね。

〔小林委員〕

そうそう。

〔三木局長〕

会員の中でやる。

〔小林委員〕

けど、その河川を私物化するところに問題があると思うんです、私は。

〔三木局長〕

独占排他的に使うと、またよろしくないですね。

〔水谷委員〕

でも、ここに書かれていることの中に、そのあれが書いてありまして、一部の人々の善意で放流活動も行われていますが、乱獲などの影響により成果はほとんど表れていませんっていう書いた形があるんです。確かに、以前はこの河川、千代川の鹿野河内のこの川なんですけれども、イワナもヤマメも確かにいました。天然物です、放流されたものではなくって。県外なり地区外なりで多くの方が入って行って、それもどんどんどんどん奥に入って行って、本当に稀ですけど、こんなまでいわば獲って帰ると、掛かっちゃったから。ハリが細かいから、こんなでも掛かっちゃったから。そんな感じで、実際に天然物といわれるタイプのは本ヤマメ、本イワナと言われるものは、もういなくなりました。なので、地域の方々の一部の方ですが、それを取り戻そうという形で実際に放流活動されているのは事実だそうです。うちはもう話は聞いたことあったんですけども、ただ、いくらやっても増えない。増えるはずはないわな、こんな状態で持って帰られちゃうだけっていうことで、どうもどうにかしようやっていう感じで、善意の心からそういった声があがったとは思いますが。ただ、そこから先が何か。

〔三木局長〕

積極的にやられるのは、それはいいことなんですけども。

〔水谷委員〕

いいことなんですけど、そこから先ですね。

〔三木局長〕

罰みたいな話で、地区外の方にされるということになると、またそこが問題です。善意で皆さん寄附出して放流しましょうっていうのは大いにいいことなんですけど。

〔小林委員〕

でも、県があれでしょうが。河川占用をちゃんと与えてあるでしょうが、それは。

〔小畑事務局長〕

たぶん、与えてないと思います。

〔三木局長〕

これはでも市町村、二級河川。

〔水谷委員〕

二級河川ですね。

〔小畑事務局長〕

二級ですね。

〔三木局長〕

二級ですよ。ですから県管理じゃないかな。

〔小畑事務局長〕

いや、県管理です。

〔小林委員〕

でしょう。そうすると、鳥取市の市長が一応文書を持って出されないけませんかな。詰めたものを。

〔小畑事務局長〕

少なくとも今日お諮りしたような勝田川や加勢蛇川みたいな、ああいった形で、市長さんの方からこうしてくださいっていうことがきて、同じように諮った上で、それが妥当だと思えば決めたいと思います。そうしないと、たぶん、第三者に対してこういったことは普通は言えないと思います。

〔小林委員〕

それは放流というのは、慈善事業なので、いくらされてもいいと思いますが。

〔水谷委員〕

実際に市内、鳥取ですけども、中部はないです。鳥取市内にはこういったリーフレットは、いろんな釣具屋さんに配って置いてもらっているっていう、全部無くなっているところもあるかもしれませんし、一部残っているところもあると思います。これは実際に私も手に入れましたので、一般の方にこれを変な話、強要する形になっていますので、そういったことというのは、ここでされるということは、ちょっと問題があるっていうことで、私ちょっと思ったので、この場に提示させていただいて、お聞きしたいなと思いました。

〔小畑事務局長〕

情報いただきましたので、調べてまたご報告させていただきます。

〔桐原委員〕

確認なんですけど、その漁協さんがない河川で漁業権を設定してない場所の流れということでしょうか、そのポイントは、鹿野河内ですね。

〔水谷委員〕

はい、そうです。

〔小谷会長〕

結構大きな問題で。

〔小畑事務局長〕

ちょっとビックリしちゃいました。

〔三木局長〕

漁業権が無い川って沢山あるんですよ。鳥取県だけで勝田川も加勢蛇川も、さっきの河内川もありますし、全国的に見ても、北上川とかでっかい川はありませんしね。誰がどういうふうに放流しているか、誰が管理しているかっていう話です。自由にしてもいいなら自由にしてもいいですし、自分たちでボランティアでやられるなら、ボランティアでやっておられるところもある。ただ、それを、村の中で決めたルールを地区外の人に「あんたもこうせえ」って言うと、おかしいことということがあるので、そこはきちっとしときましようというルールづくりだけをしてあげば、それでいいと思います。大いに放流していただいて結構ですし、大いに資源の保護をやっていただかんといけんのですけどね。趣旨はいいと思いますよ。

〔水谷委員〕

趣旨はね。

〔三木局長〕

趣旨は。

〔水谷委員〕

趣旨はすごく、そう、それは賛同するんですけども、そのやり方が、何か順番違ってない。通すところを通してからじゃないと、そういうことをしても何の意味もないんだよというのがあって、これだけの活動をして、これだけのことをしていこうという気持ちがあるんだったら、きちりと通すところを通して、例えば、先ほど言われました、こういったことがあっても、他の方が「俺はそんなん知らんわいや」ってなって、下手な話、警察沙汰になりかねないことも中にはあるんですよ。あんまりね、地域の方でも、「これがあるがいや」って感じで言って、こっちは「知らんわいな」って言って、「なら県は知っとるか」って言ったら、「県は知りません」ってなったら、そこでまたちょっと問題になってくると。個人的に、俺は郊外人だけえ、知らんわいなってなってしまうと、喧嘩腰になりかねない人もいないとも思えない。そういった意味では、きちんとこういった活動に対して、守っていただきたいルールというのを設定されたのであれば、それにきちんとした効力を持たせるためには、何のための内水面の委員会で、こういう実際に指示という形でしていくのかっていうこの活動が、意味がないであろうと思って、ここできちりと皆さんにも実際にこういったことが今起きてしまいましたっていうこと、本当はこれが出る前にどこかに事前に相談をされていれば良かったと思うんですよ。

〔小林委員〕

だから、それ出したのは、その住所も掲載責任者も載っとらんから出せれるわけだ、それが。分かってやっとなら、それはな。だから、これは県の方にお任せして、その結果を見て、また次のステップを踏んでいただくということがよろしいんじゃないですか。

〔水谷委員〕

はい。よろしくお願いします。

〔桐原委員〕

すみません。放流に関してなんですけど、今先ほど漁協さんがいないその河川では、大いに放流をしていただいた方がいっていうふうなお話がありましたけれども、例えばよそから持ってきたものを、安易に放流するような雰囲気をやっぱり広げてしまうと、それこそプラスにはならないと思うので、やはり各河川でそういうふうなのを生態系のことをちゃんと踏まえている指導者がいる中で、魚種を増やす、必要量を増やすというふうなスタンスが重要かと思うんですけども、何かそのリーフレットの概要をちょろっとお聞きしたところによると、何か本当によそから持ってくる、そんな感じの印象を受けましたので、そのあたりもその県のサイドとしては、漁協さん

がないところは自由に放流していいですよというふうなよりは、ちゃんと在来の種がどんなのがいて、どこの水系から移動することが理想的かっていうところまで、ちゃんと活動しようとしている団体とか組織に情報提供が出来るような、そういうベースがあったほうがいいかなと思いました。三朝の方のカジカガエルは、長野から持ってきたという噂もちょろっと聞いたこともありますので、本当、私心なんですけども、ダム湖に沈む予定の長野の村のカジカガエルを救うために鳥取に持ち込んだってというふうな話をちょろっと聞きまして、野鳥の会の方からの情報なんです。ちょっと裏はとれてないんですけど、魚でも同じように今は琵琶湖からいろんな所に魚広がっていますけども、今は、時代背景が違いますので、そういうふうな安易な移動というふうなものを推奨しない方向を、やはり委員会としても、ここは私、持っていたいただければなと思いました。はい。以上です。

〔小谷会長〕

分かりました。大変貴重なご意見だと思います。よろしくお願いします。

〔小畑事務局長〕

非常に大きな宿題いただいて。

会長のあいさつをもって、第262回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名委員をして記名、押印させる。

平成27年5月12日

議長 会長

署名委員

署名委員

